

働くもののいのちと健康を守る新潟県センター規約

第1章 総則

第1条 (名称)

この団体は「働くもののいのちと健康を守る新潟県センター」(略称=いの健新潟センター) という。

第2条 (事務所)

本会の事務所を新潟市中央区万代3-4-12に置く

第3条 (目的)

本会は、すべての働くもののいのちと健康・安全と権利を守るため、予防・救済・連帯の活動を行う。この活動を通じて人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与する。そのため、「働くもののいのちと健康を守る全国センター」(以下「全国センター」という) など関係団体・専門家と交流・連帯・協力・共同して活動する。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働災害・職業病に関する予防、認定、補償、対策のための相談、支援、交渉、交流活動。
- (2) 労働災害・職業病に関する調査・研究、啓蒙宣伝と教育交流活動。
- (3) 政府・自治体および関係機関に対する働きかけ。
- (4) 全国センター等関係団体・関係者・専門家と交流・連携・協力・共同する活動。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第5条 (全国センターとの関係)

本会の目標を達成するため「全国センター」に加盟する。

第2章 会員

第6条 (会員)

会員は本会の目的に賛同し、会費を納め、会の運動に参加・協力する労働組合、患者団体、職業病対策組織、医療機関、研究機関、地域組織ならびに関係する諸団体、および個人とする。

第7条 (入会)

本会への入会は、所定の入会申込書を事務局に提出、理事会の承認を得るものとする。

第 8 条 (退会)

- 1、会員が退会する場合には、理事長に届けなければならない。
- 2、会員が死亡または解散したときは、退会したものとみなす。
- 3、会費を1年以上納入しないときは退会したものとみなす。

第 3 章 機関および事務局

第 9 条 (機関)

本会の機関は総会および理事会とする。

第 10 条 (構成)

- 1、総会は会員および役員をもって構成する。
- 2、理事会は本規約第 18 条 1 項に定める役員のうち監事除く役員で構成する。

第 11 条 (機能)

- 1、総会は、本会の最高決議機関であって、次の事項を議決する。
 - ①活動報告の承認と活動計画の決定
 - ②収支決算の承認と収支予算の決定
 - ③役員を選出
 - ④規約の改廃
 - ⑤会費の改定
 - ⑥その他、本会の運営に関する重要事項
- 2、理事会は次の事項を議決するとともに、総会決議を執行する。
 - ①総会が議決した事項の執行に関すること
 - ②総会に付議すべき事項
 - ③その他、総会に議決を要しない会務に関する事項

第 12 条 (総会および理事会の開催)

- 1、総会は、1年に1回定例開催する。
- 2、臨時の総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3、理事会は、2ヶ月ごとに定例開催することを原則とする。臨時の理事会は、理事長が必要と認めたとき、または理事の3分の2以上から会議開催の目的を示して請求があったとき開催する。

第 13 条 (招集)

総会および理事会は、理事長が招集する。

第 14 条 (議長)

- 1、総会の議長は、総会出席者の中から選出する。
- 2、理事会の議長は、理事長があたる。

第15条（会議の成立要件）

会議は、その構成員の過半数の出席により成立する。ただし、総会は委任状を認める。

第16条（議決）

- 1、総会の議決は、出席会員の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2、理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条（事務局）

理事会は、日常の業務を処理するために事務局を置く。

第4章（役員）

第18条（種別及び定数）

- 1、本会に次の役員をおく。
 - ①理事 6名以上
 - ②監事 2名
- 2、理事のうち、1人を理事長、1～2人を副理事長とする。
- 3、理事のうち、1人を事務局長、1～2人を事務局次長とする。

第19条（選任等）

- 1、理事及び監事は、総会において選出する。
- 2、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長は、理事の互選とする。
- 3、監事と他の役員は兼ねることができない。

第20条（職務）

- 1、理事長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、これを代行する。
- 3、事務局長は、事務局を統括し、日常の会務を処理する。
- 4、事務局次長は、事務局長を補佐し、事故あるときは、これを代行する。
- 5、理事は、理事会を構成し、会務を分担し執行する。
- 6、監事は、本会の財政状況および会計を監査する。

第21条（任期）

- 1、役員任期は定例総会から次の定例総会までの1年とする。ただし再選を妨げ

ない。

- 2、役員の下員・変更または会員の加入による役員の補充を理事会で行うことができる。補充役員の任期は、現任者の残任期間とする。

第5章 財政および会計

第22条（資産の構成と管理）

- 1、本会の財政は、会費、寄付金品、事業収入によってまかなう。
- 2、本会の財政は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。
- 3、会費は年間、団体一口3,000円、個人一口1,000円とする。

第23条（予算および決算）

本会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は年度終了後1ヵ月以内にその年度末の財産目録とともに作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第24条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の改廃および解散

第25条（規約の改廃）

この規約の改廃は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第26条（解散および残余財産の処分）

- 1、本会の解散は、総会の議決において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 2、解散後の残余財産は、総会決議によって処分する。

第7章 付則

第27条（疑義）

この規約に疑義が生じた場合は、理事会でその解釈を決定する。

第28条（細則）

この規約の施行についての細則が必要な場合は、理事会の議決を経て別に定める。

第29条（施行）

この規約は、2019年6月15日から施行する。